

町田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 (2 0 1 7 年) 1 2 月 2 2 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

町田市職員退職手当支給条例（昭和３３年２月町田市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第４号中「１００分の１３０」を「１００分の１２０」に改め、同項第５号中「３０年」を「２０年」に改め、同項第７号中「１００分の５０」を「１００分の４０」に改め、同号を同項第８号とし、同項第６号中「１００分の１５０」を「１００分の１４０」に改め、同号を同項第７号とし、同項第５号の次に次の１号を加える。

（６）２１年以上３０年以下の期間については、１年につき１００分の１５０

第５条第２項中「４５」を「４３」に改める。

第７条の２第１項中「１，０００円」を「１，１００円」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成３０年１月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の町田市職員退職手当支給条例の規定は、平成３０年１月１日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

町田市職員退職手当支給条例新旧対照表

改正後	改正前
(退職手当の基本額) 第5条 退職した者(第15条第1項各号に掲げる者を含む。)に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を、次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(3) 略 (4) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の120</u> (5) 16年以上<u>20</u>年以下の期間については、1年につき100分の160 <u>(6) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150</u> <u>(7) 31年以上33年以下の期間については、1年につき100分の140</u> <u>(8) 34年以上の期間については、1年につき100分の40</u> 2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における給料月額に<u>43</u>を乗じて得た額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に<u>43</u>を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。 (退職手当の調整額) 第7条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間(次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める点数を合計した点数(以下「調整額点数」という。)1点につき<u>1,100円</u>を乗じた額とする。 (1)～(6) 略 2～4 略	(退職手当の基本額) 第5条 退職した者(第15条第1項各号に掲げる者を含む。)に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を、次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(3) 略 (4) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の130</u> (5) 16年以上<u>30</u>年以下の期間については、1年につき100分の160 <u>(6) 31年以上33年以下の期間については、1年につき100分の150</u> <u>(7) 34年以上の期間については、1年につき100分の50</u> 2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における給料月額に<u>45</u>を乗じて得た額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に<u>45</u>を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。 (退職手当の調整額) 第7条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間(次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める点数を合計した点数(以下「調整額点数」という。)1点につき<u>1,000円</u>を乗じた額とする。 (1)～(6) 略 2～4 略